

# 第3次男女共同参画基本 計画について

COLUMN1



## 防災・災害復興分野が取り入れられた背景・現在の課題

関西学院大学  
災害復興制度研究所研究員 山地 久美子 (やまだ くみこ)

ハワイ大学社会学科卒業、神戸大学大学院総合人間科学研究科博士後期課程単位取得満期退学。専門は家族社会学、福祉国家論。阪神・淡路大震災(1995年)を経験し、米国から帰国後まちづくり・災害復興にかかわる。現在、日本・韓国・台湾・米国の被災地においてジェンダーの視点から復興まちづくりを調査している。

東日本大震災の発生により防災・災害復興への取り組みの重要性が改めて認識されている。しかし、防災・災害復興はまだ女性の参画が遅れている分野である。ここでは『第3次男女共同参画基本計画』(以下、第3次基本計画)・自治体の男女共同参画基本計画とその実施を中心に次の3つの点を指摘したい。

### 1.「防災・災害」は独立した分野とするべきだ

「防災・復興」は第2次基本計画(平成17年)において第12分野「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」の中に「防災(災害復興を含む)」として「科学技術、地域おこし、まちづくり、観光」と一緒に盛り込まれた。その背景には阪神・淡路大震災や中越地震の経験と国連を中心とした国際的な災害とジェンダーへの取り組みの影響があったと考えられる。

「災害復興」が「防災」の中にひとくくりにされていた第2次基本計画の「防災(災害復興を含む)」から、第3次基本計画では「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の中の一つとして、「防災・復興」となりそれぞれ独立した概念として列記したことは復興に更に踏み込んだと評価できる。

一方で課題もある。筆者は内閣府が実施した第3次基本計画のパブリックコメントで「防災・復興」を独立分野にするよう要望を出したが、実現はしなかった。「科学技術」は独立しているが、基本計画の策定が東日本大震災の後であつたら違っていたかもしれない。それは、これまでに災害時の対応や課題が男女共同参画の観点から語られることが少なかつたため、社会全体の意識改革のためにも次の基本計画では独立した分野にするべきだ。

また、第3次基本計画では防災と被災緊急時対応に焦点が当たっていて、長期的な視点から具体的な内容を示すものなく、部分的には後退した感がぬぐえない。防災分野・災害の現場(避難場所や災害ボランティア活動)での男女共同参画や国際協力が取り上げられているが、第2次基本計画に明記されていた災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携、復興支援についての項目が削除されている。東日本大震災の復旧・復興プロセスを見てもこれらの活動の重要性は再認識されるべきである。

### 2.都道府県・市町村の男女共同参画基本計画に「防災・災害」を盛り込むことが必要だ

都道府県の基本計画では「防災・復興」が未だ盛り込まれていない自治体がいくつもある。今後新たに策定される基本計画では「防災・復興」分野に積極的に取り組むことが求められる。

東日本大震災の被災地では、岩手県の『いわて男女共同参画プラン』(平成23年)に「防災」の文言が入っているが、章・項目立てはされていない。第3次基本計画後に策定された宮城県の『宮城県男女共同参画基本計画(第2次)』(平成23年)と第2次基本計画後の福島県『ふくしま男女共同参画プラン』(平成21年)はいずれも「防災・復興」について触れられていない。そのため、各自治体において、男女共同参画の観点から防災・復興に関して基本計画の見直しや対策をたてる必要がある。宮城県沖地震の可能性はかなり以前から指摘されていただけに残念である。

### 3.実施計画を実行するための手段と財源の確保が必要だ

この度の災害によって東北地方の自治体の財源は復旧・復興に充てられ、男女共同参画担当部署では予算の縮小・人員が災害対策に回っているためいくつもの事業が中止となっている。男女共同参画センターでも中止や延期になった事業があり、被災地によってようやく少しづつ改善し始めている状況だ。男女共同参画とは意識改革という見えにくい分野であるからこそ、災害復興プロセスの中でそれを意識しながら継続した取り組みができるよう多方面からの支援が急務である。

兵庫県は阪神・淡路大震災の被災地として「兵庫県男女共同参画計画」に防災・復興への取り組みを積極的に盛り込んでいる。しかしながら、予算の多くはワークライフ・バランス始め他の事業に充てられていてあまり実施できていない状況にある。防災・災害復興分野においても財源の確保が必要だ。

このように「防災・復興」は国の基本計画の中に盛り込まれながらも、各自治体ではその対策や実施が行われているとは言えない。

東日本大震災の復興は日本社会全体で取り組んでいくことになる。そのため被災地はもとより、被災地外からも支援とともに男女共同参画の観点から復興プロセスの中で何が欠けているのかを注意深く見守り、今後の基本計画や実施計画の中に「防災・復興」の何が必要なのかを考えていくことが求められる。

COLUMN2



## 国際的な視点から見た第3次男女共同参画基本計画

東海大学、神奈川大学  
非常勤講師 近江 美保 (おうみ みほ)

国際女性の地位協会理事。博士(法学)。専攻分野は、国際法、国際人権法、フェミニズム理論など。東海大学、神奈川大学ほかで非常勤講師。主な著書は、『新版 女性の権利:ハンドブック女性差別撤廃条約』(赤松良子監修、国際女性の地位協会編)、岩波書店、2005年 [分担執筆]など。

第3次男女共同参画基本計画(以下、基本計画)は、国際的な視点からはどのように見えるだろうか?日本政府には、基本計画と同時に、女性差別撤廃条約を批准した締約国として、条約を実施することも求められている。

締約国は、条約に関する法や政策の進捗状況について、国連女性差別撤廃委員会に定期的に報告し、審査を受けなくてはならない。日本政府の報告書は2009年7月に審査され、翌月、その結果に関する委員会の最終見解が出された。最終見解には日本政府が実施すべき勧告が数多く含まれているが、特に今回は「フォローアップ項目」に2つの項目、すなわち婚姻最低年齢や女性のみの再婚禁止期間、選択的夫婦別姓制度などに関する民法改正と、雇用および政治的・公的活動における意思決定過程への女性の参加を進めるための暫定的特別措置の採用が指定された。

暫定的特別措置とは、条約第4条に定められているもので、差別的な状況の改善を目的として一時にとられる男女別の取り扱いや目標設定などを意味する。なお、基本計画においては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)と呼ばれている。フォローアップ項目には、条約の実施に対する障害となっており、かつ、比較的短期間で実施可能であると委員会が判断したものが選ばれる。そのため、他の勧告の進捗状況は2014年に提出する報告書で報告すればよいが、フォローアップ項目については2年以内、つまり今年8月までに委員会に報告しなければならない。

基本計画は、第1部「基本的な方針」において委員会からの最終見解に触れ、「指摘事項について点検するとともに、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化」を行うと述べている。フォローアップ項目に関して、民法改正については「引き続き検討を進める」と記されているのみだが、暫定的特別措置については、「今後取り組むべき喫緊の課題」の第1番目に「実効性のある積極的改善措置の推進」が挙げられている。また、意思決定過程への女性の参画の拡大は、第2部「施策の基本的方向と具体的な施策」の第1分野として

取り上げられており、高い優先順位が与えられている。さらに、基本計画では、施策の目標となる数値とその達成期限を示しており、暫定的特別措置の考え方が全般において貫かれているということもできるだろう。

それでは、こうした考え方は実行に移されているのだろうか。たとえば、政治の分野において、先の統一地方選挙前に行われた各政党へのアンケートでは、女性議員を増やすために「日頃から女性候補者を養成する」ことに加えて、候補者の女性比率の改善に言及しているのは、共産党と社民党のみである。基本計画は、これまでの取り組みを振り返り、政党や民間企業に対しては積極的に働きかけてこなかったと述べているが、国会議員の女性比率を2020年までに30%にするという目標を実現するためには、こうした状況への働きかけが不可欠である。諸外国では、工夫をこらした政策や政党の自発的取り組みにより実際に女性議員が増加している。東日本大震災による避難所の運営も政府の復興構想会議も重要な意思決定の場であるが、女性の参画が十分といえる状況ではない。

委員会では、現在の日本にとって最大の問題に取り組む場面にどのように女性が参画しているかにも注目が集まるのではないか。8月に提出される報告書に日本政府の姿勢がどう示されるのか、基本計画の実施という面からも注視したい。

[注]

1 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク(JNNC)「2011年女性の政治参加に関する公開アンケート」参照。  
(<http://www.jaiwr.org/jnn/11anke.html>)

2 政府によって任命された東日本大震災復興構想会議メンバー(15名)のうち女性は1人(6.7%)であり、その下におかれる検討部会(19名)では2人(10.5%)である。

# ムーブ講座年間スケジュール

項目	平成23年											平成24年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
男女共同参画講座								2回開催						
おとこのライフセミナー									2回開催					
資格取得講座	起業支援&キャリアアップ	女性起業家支援塾						全5回		●フォローアップ ●相談会				
		女性キャリアアップ講座		女性キャリアアップ&ビューティ講座(全4回)				次世代女性リーダー養成講座(全4回)		●キャリアアップ&ビューティ講座 フォローアップ講座				
		パソコン講座	6期実施(2ヵ月ごと)											
		調剤事務講座(調剤報酬請求事務専門士2級)	全10回					全10回(9/21~11/30)						
		医療事務講座(医科2級医療事務技能検定)				全20回(8/5~10/14)								
		ネイリスト検定3級講座		全17回					全25回(8/9~11/4)					
生活実験・技術講座		ジェルネイル検定初級講座												
		夏休み親子木工教室				●親子木工講座 全3回(8/6・7・21)								
		いまだきママのリフレッシュ講座	全4回				全4回(9/8~10/6)							
		パパ・ママ講座		全4回					全4回(11/26~12/17)					
		エプロン男子		全4回							全3回(1/21~3/17)			
語学講座(英会話)※働きたい人・働く人のための英会話		父と子の食育講座			●8/27			●12/17						
			1期(初級・中級)				2期(初中級・中上級)9/7~11/30			3期(初級・上級)1/11~3/28				
				ヨガ&ピラティス(全8回)										
リブロダクティブ・ヘルス/ライツ事業	健康講座									リブロ講演会				
	リブロ講座													
法律基礎講座		●女性のための法律基礎講座	●女性のための法律基礎講座	●男性のための法律基礎講座					●男性のための法律基礎講座	●女性のための法律基礎講座	●女性のための法律基礎講座			
		●女性への人権侵害ホットライン6月						●女性への暴力ゼロホットライン11月						
相談事業	一般・人権侵害・法律相談、DV													
	就労応援相談													
ムーブフェスタ2011			7/8~7/31											

Pick UP!

NEW

## 女性社員が会社を変える 次世代女性リーダー養成講座

もっと組織の中で活躍したい、キャリアアップしたい、働く女性がリーダーとしてさらに能力を発揮するためのスキルアップ&キャリア開発プログラムです。

“違いを活かす” “自分を活かす” 次世代の女性リーダーを目指しませんか。

【開催時期】 10月頃開催(9月上旬募集予定)、1日コース(全4回)

【定 員】 30名程度(託児有り/1日コースのため、託児は500円となります。)

【対 象】 働く20代~40代の女性

【受講料】 8,000円

【講座内容】 ●女性ビジネスリーダー講演会(公開講座)  
●リーダーとしてのキャリア開発  
●対人影響力とリーダーシップ  
●論理的思考(ロジカルシンキング)など



働く女性にとって  
魅力的な内容です。

## ジェルネイル検定初級講座

ネイリストとして必要不可欠な基礎知識を学び、ジェルネイル技能検定試験初級(試験日11月5日、6日)の資格取得を目指します。

【開催時期】 8月9日~11月4日  
毎週火曜・金曜日 週2回  
13:00~16:00(全25回)

【定 員】 16名  
(抽選、14名以下の場合は開催中止、託児有り)  
【対 象】 20代~40代の就職を目指す女性  
【受講料】 39,800円(別途教材費必要)



## パソコン講座

初心者からキャリアアップを目指す方まで、レベルにあわせて受講できます。

### ワード/エクセル

初心者向け  
中級 上級

### 試験対策講座 (ワープロ 表計算)

ワープロ3級 合格率100%  
表計算3級 合格率 92%  
(2010年実績)

火曜・水曜・金曜・土曜日(週1回、全8回)  
木曜日(概ね週1回、全6回)

午前 10:30~12:30  
午後 14:00~16:00  
夜 18:30~20:30

【開催時期】 第1期 4・5月  
第3期 8・9月  
第5期 12・1月  
第2期 6・7月  
第4期 10・11月  
第6期 2・3月  
(各8コース)

【定 員】 各コース 20名  
(先着、午前・午後コースのみ託児有り)

【対 象】 どなたでも  
【受講料】 12,000円(全8回)、9,000円(全6回)  
※別途テキスト代



## 医療事務講座

医療事務の仕事に不可欠な基礎知識を学び、医科2級医療事務技能検定の合格を目指します。

【開催時期】 8月5日~10月14日  
毎週火曜・金曜日 週2回  
10:00~12:30(全20回)

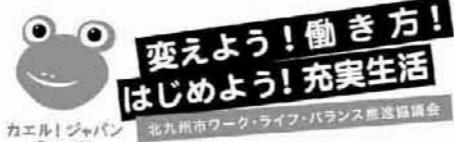
【定 員】 25名  
(抽選、定員に満たない場合は開催中止)

【託 児】 有り  
【対 象】 20代~40代の女性  
【受講料】 13,000円  
※別途テキスト代



各講座の詳細は、ムーブ事業課までお問い合わせください。  
託児は生後6ヶ月~就学前まで、1人1回300円(要予約)となります。

# 「実践ワーク・ライフ・バランス戦略」を作成しました!



北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会では、多様な働き方や暮らし方が選択でき、活力ある豊かな社会を実現するため、企業・働く人・市民・行政が協働して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業等の取組支援や幅広い広報啓発事業を行っています。

このたび、積極的に取り組んでいる企業等の経営者や人事担当者が、経営戦略としてワーク・ライフ・バランスについて語った「企業対談」や、第4回北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰の受賞企業等のレポート、国・県・市などの各種支援・助成施策案内などについて紹介した企業向けパンフレット「実践ワーク・ライフ・バランス戦略」を作成しました。

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みに、ぜひご活用ください。

## お問い合わせ

- ・北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部 **TEL.093-582-2405**
- ・北九州市産業経済局産業政策課 **TEL.093-582-2299**

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう!ワーク・ライフ・バランス」

## ■カントリーリポート発表会

今年度は5カ国7人のJICA研修生が、各々の抱えるジェンダー問題とジェンダー主流化を阻んでいる問題、アクションプラン等を発表します。

日 時  
**7月20日(水)**  
13:30~16:30

会 場  
ムーブ5階 大セミナールーム  
定 員  
100名  
参加費  
無料 同時通訳あり 託児あり

お問い合わせ (財)アジア女性交流・研究フォーラム **TEL.093-583-3434**

## レディスもじからのおしらせ 「仕事に役立つ!コミュニケーション力」

コミュニケーション力をupさせビジネススキル・対話力を磨こう。



日 時 平成23年7月1日(金)  
14:00~16:00(全1回)  
講 師 九州大学 特任准教授 加留部 貴行氏  
対 象 北九州市内在住または在勤の方  
定 員 20名(先着順)  
受講料 無料  
託 児 あり(1歳以上就学前まで)申込み時にご相談ください。  
申込み 6月3日(金)9:00から電話または来館で受付。

北九州市立東部勤労婦人センター・レディスもじ  
〒800-0051 北九州市門司区下馬寄6番8号  
TEL.093-371-4649 FAX.093-371-4268  
<http://kinroufujin-kitakyu.jp/moji/>

指定管理者 (財)アジア女性交流・研究フォーラム

## レディスやはたからのおしらせ 行政書士試験対策講座

行政書士の資格取得をめざすもの



日 時 平成23年 7月27日 ~11月2日 毎週水曜日  
18:30~20:30(全15回)  
対 象 北九州市内在住または在勤の方で、行政書士の受験を目指す方(学生は除く)  
20名(調整)  
参加費 受講料6,000円 教材費1,600円  
申込み 基本事項(住所・氏名・年齢・電話番号)と受験経験の有無を明記し  
往復はがきにより7月5日(火)必着  
検定日 平成23年11月13日(日)

北九州市立西部勤労婦人センター・レディスやはた  
〒805-0059 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番6号  
TEL.093-661-1122 FAX.093-661-2714  
<http://kinroufujin-kitakyu.jp/yahata/>

## マンガ男女共同参画ガイドブック

# 「真奈美、高1\*16歳」を発行しました!

主人公の真奈美が学校生活の中で起こるさまざまなできごとを通して、ジェンダーの問題に気づく姿をマンガにしました。

【制作】北九州市立男女共同参画センター・ムーブ  
A5判/32ページ 無料(送料実費)



ご希望の方は  
情報課 TEL.093-583-5082まで  
E-mail:[move@move-kitakyu.jp](mailto:move@move-kitakyu.jp)



## 真奈美、 高1\*16歳



### 報告

## 平成22年度 男女共同参画講座

毎年さまざまなテーマを取りあげている男女共同参画講座。今年度2回目の今回は、「女性差別撤廃条約とわたしたちへ一步前に進むために~」というテーマで講演会を行いました。

●講演会●  
「女性差別撤廃条約とわたしたちへ一步前に進むために~」  
日 時 平成23年3月13日(日) 13:00~15:00  
会 場 ムーブ5F 小セミナールーム  
講 師 近江 美保氏(東海大学・神奈川大学非常勤講師)

女性差別撤廃条約の内容や、女性差別撤廃委員会(CEDAW)についてわかりやすくお話しいただきました。CEDAWへの定期報告書の提出は、内閣府男女共同参画局が担当していますが、日本のNGOの視点で見たこの報告書の内容をめぐってCEDAWで白熱した論議が繰り広げられている様子が映像で紹介されました。平成21年7月、CEDAWからの日本政府に対する総括所見は厳しい内容でした。フォローアップ項目(①民法等の改正、②暫定的特別措置の採用)についての政府の取り組みを2年内に報告しなければならず、今年の7月の期限までに日本政府がジェンダー不平等の是正に向けてどのような取り組みを行ったかを報告できるか、締結国日本の責務が問われていると話されました。

また、女性差別撤廃に関して先進国である諸外国の例をあげ、スウェーデンやイギリス、ドイツ、韓国、フランスなどの政治や選挙での取り組み、ノルウェーやフランスの雇用制度を紹介されました。最後に、条約や法律を活かして誰もが人権をエンジョイできるように、日本の取り組むべき課題を示されました。



## 平成23年度 男女共同参画週間

**6月23日(木)~29日(水)の  
1週間は、「男女共同参画週間」です。**

本年度の男女共同参画週間は、「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)の推進を重点とします。  
キャッチフレーズは「チャンスを分かち、未来を拓こう」です。

詳しくは ●内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>をご覧ください。